



佐賀県公報

平成17年
11月18日
(金曜日)
第 12683号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (五七〇・長寿社会課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止 (五七一・") 一
- ◎佐賀県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則の一部改正 (五七二・土地対策課) 一
- 保安林予定森林 (五七三・森林整備課) 一
- " (五七四・") 二
- 道路の区域の変更 (五七五・道路課) 二
- 道路の供用開始 (五七六・") 二
- 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 三
- 佐賀県有財産の売払いに係る一般競争入札 (用度管財課) 三

○ 告 示

◎佐賀県告示第五百七十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成十七年十一月十八日

佐賀県知事 古 川 康

サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
訪問介護	希望介護ステーション	鳥栖市轟木町一三六八番地二	平成一七・一〇・三一

◎佐賀県告示第五百七十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり当該指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成十七年十一月十八日

佐賀県知事 古 川 康

名称	所在地	廃止年月日
ケアプランステーションベル	鳥栖市轟木町一三六八番地二	平成一七・一〇・三一

◎佐賀県告示第五百七十二号

佐賀県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則（昭和三十九年佐賀県告示第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

平成十七年十一月十八日

佐賀県知事 古 川 康

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

様式を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎佐賀県告示第五百七十三号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年十一月十八日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

唐津市敵木町浪瀬字檜原二五八の三、二六〇、二六一、二八一の一、二八

五、二九一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

●佐賀県告示第五百七十四号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年十一月十八日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

唐津市相知町黒岩字上字土二六九、二七三、二八七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

●佐賀県告示第五百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年十一月十八日から平成十七年十二月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十八日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類 及び路線名	道 路		区 域	
	区	間	幅員 メートル	延長 メートル
一般国道 四四四号	小城市芦刈町大字三王崎字牛王 二六五番一地先から 小城市芦刈町大字道免字桐籠一 〇九二番二地先まで	後	一五・五 八・〇	一三七・五
	小城市芦刈町大字三王崎字牛王 二六五番一地先から 小城市芦刈町大字道免字桐籠一 〇九二番二地先まで	前	八・七 六・八	一三七・五

●佐賀県告示第五百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年十一月十八日から平成十七年十二月

十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十八日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 半田鬼塚線	唐津市原字笹原一四一一番一地区から 唐津市原字笹原一三八九番四地先まで	平成一七・一一・一八

○ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年11月18日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
鳥栖市飯田町字飯本186番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡県小郡市福童3363番地1
樋口 侑加

佐賀県有財産の売払いの一般競争入札を次のとおり行います。

平成17年11月18日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 入札に付する物件（土地）の表示及び入札の日程

物件番号	地目	数量(公簿)	所在地及び名称	参考価格(万円)	入札の日時 (場所：県庁本館入札室)
1	宅地	221.34㎡	杵島郡白石町大字戸ヶ里字四本杉1762番4 錦江駐在所跡地	400	平成17年12月21日(水) 受付：9：00～9：20 入札：9：30～
2	宅地	115.43㎡	伊万里市山代町楠久字前田557番5 楠久駐在所跡地	160	平成17年12月21日(水) 受付：10：30～10：50 入札：11：00～
3	宅地	312.87㎡	鹿島市大字高津原字 鷺ノ巣873番7 鷺ノ巣警察宿舍跡地	860	平成17年12月21日(水) 受付：13：20～13：40 入札：13：50～
4	宅地	598.90㎡	鳥栖市古野町字天神木561番2 鳥栖高校校長宿舍跡地	1,040	平成17年12月21日(水) 受付：14：50～15：20 入札：15：30～
5	宅地	233.08㎡	小城市小城市大字畑田2396番1 旧小城市土木事務所資材置場	450	平成17年12月22日(木) 受付：9：00～9：20 入札：9：30～
6	雑種地	159.00㎡	多久市東多久町大字納所798番5 納所駐在所跡地	220	平成17年12月22日(木) 受付：10：30～10：50 入札：11：00～
7	宅地	2,678.55㎡	唐津市和多田海士町3345番 唐津公共職業安定所跡地	3,600	平成17年12月22日(木) 受付：13：20～13：40 入札：13：50～

※ 物件番号2の楠久駐在所跡地を落札した場合には、隣接する伊万里市有地（山代町楠久字前田557番8、宅地、92.84㎡、楠久駐在所敷地として県有地と一体利用していた土地）についても購入可能です。詳しくは、伊万里市財政課管財係（電話 0955-23-2111 内線 435）へお問い合わせください。

<p>2 入札会場 県庁本館入札室</p> <p>(3に定める入札参加申込期限までに入札参加申込みがない物件については、入札を行いません。)</p> <p>3 入札参加申込み 入札の参加希望者は、平成17年12月19日(月曜日)までに佐賀県出納局用度管財課公有財産担当に申し込んでください。</p> <p>4 入札の参加資格等</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者は、入札に参加できません。</p> <p>(2) 代理人として参加する者は、委任状を提出してください。</p> <p>5 入札保証金 入札に参加する者は、入札金額に100分の5を乗じて得た額以上を次によ り、入札時間までに納入してください。</p> <p>(1) 現金</p> <p>(2) 銀行又は確実に認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小 切手等(詳細は、10の問い合わせ先に照会してください。)</p> <p>なお、入札保証金は、入札終了後に返還します。ただし、落札者につい ては、契約締結時に契約保証金に充当します。</p> <p>6 入札の無効 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。</p> <p>(1) 入札に参加する資格のない者</p> <p>(2) 入札に関し不正な行為を行った者</p> <p>(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出 した者</p> <p>(4) 入札保証金を納付しない者及び入札保証金の納入額が不足する者</p> <p>(5) 一件の入札に際し、一人で2以上の入札をした者</p>	<p>(6) 代理人でその資格がないもの及び代理人でその資格について本県の確認 を受けていないもの</p> <p>(7) 郵送、電信等による入札を行った者</p> <p>(8) その他入札に関する条件に違反した者</p> <p>7 入札の中止 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。</p> <p>(1) 入札に参加し、又はこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正を 行い、又は行おうとしていると認められたとき。</p> <p>(2) 天災地変その他やむを得ない事情が発生したとき。</p> <p>8 その他必要事項</p> <p>(1) 入札参加者は、印章を持参してください。</p> <p>(2) 落札者は、契約締結時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上 を納入してください。</p> <p>契約締結後、県が発行する納入通知書により、指定期限までに代金から 契約保証金を差し引いた金額を納入してください。</p> <p>なお、契約保証金は代金に充当されます。</p> <p>9 公法上の規制等</p> <table border="1" data-bbox="175 1187 606 2105"> <thead> <tr> <th>物件 番号</th> <th>規 制 等 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>都市計画区域外 西日本電信電話株式会社の電話柱1本有り</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>非線引き都市計画区域、用途地域指定なし、指定建ぺい率60%、指定容積率 200%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>非線引き都市計画区域、第二種中高層住居専用地域、指定建ぺい率60%、指 定容積率200% 基準容積率180% 西日本電信電話株式会社の電話柱1本有り 現在の道路端から南方へ約4m入った位置まで都市計画道路(東町・西牟田 線 幅員12m)の都市計画決定がなされている。</td> </tr> </tbody> </table>	物件 番号	規 制 等 の 内 容	1	都市計画区域外 西日本電信電話株式会社の電話柱1本有り	2	非線引き都市計画区域、用途地域指定なし、指定建ぺい率60%、指定容積率 200%	3	非線引き都市計画区域、第二種中高層住居専用地域、指定建ぺい率60%、指 定容積率200% 基準容積率180% 西日本電信電話株式会社の電話柱1本有り 現在の道路端から南方へ約4m入った位置まで都市計画道路(東町・西牟田 線 幅員12m)の都市計画決定がなされている。
物件 番号	規 制 等 の 内 容								
1	都市計画区域外 西日本電信電話株式会社の電話柱1本有り								
2	非線引き都市計画区域、用途地域指定なし、指定建ぺい率60%、指定容積率 200%								
3	非線引き都市計画区域、第二種中高層住居専用地域、指定建ぺい率60%、指 定容積率200% 基準容積率180% 西日本電信電話株式会社の電話柱1本有り 現在の道路端から南方へ約4m入った位置まで都市計画道路(東町・西牟田 線 幅員12m)の都市計画決定がなされている。								

4	敷地の約56%は、第1種低層住居専用地域、指定建ぺい率50%、指定容積率80% 敷地の約44%は、第1種住居地域、指定建ぺい率60%、指定容積率200%、道路幅員による基準容積率160% 加重平均後の基準建ぺい率54% 加重平均後の基準容積率115% 市道に接面する進入通路の幅員約1.75m（幅員不足のため現況のままでは、建築基準法（昭和25年法律第201号）上建物が建てられない。） 西日本電信電話株式会社の電話柱1本及び支線1条有り
5	非線引き都市計画区域、用途地域指定なし、指定建ぺい率60%、指定容積率200% 水道管の引き込み工事（80m程度）の必要有
6	都市計画区域外
7	非線引き都市計画区域、用途地域指定なし、指定建ぺい率60%、指定容積率200% 北側里道について道路中心線から2m後退 西日本電信電話株式会社の電話柱1本及び支線1条並びに九州電力の電柱1本及び支線1条有り

10 入札案内書の配布場所及び入札に関する問い合わせ先並びにホームページアドレス

佐賀県のホームページアドレス (<http://www.pref.saga.lg.jp/>) から次の順序で選択してください。

- ・ 「入札」 → 「県有地の売却」 → 「佐賀県有地（用度管財課）の売却に係る申込み受付のお知らせ」

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 佐賀県知事 古川 康
平成十七年十一月十八日印刷及び発行

印刷所 株式会社 古川総合印刷
発行定日 毎週月水金曜日